駐車監視員活動ガイドライン

を記す監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。) 本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

最近の改定: 平成30年4月1日

重点路線

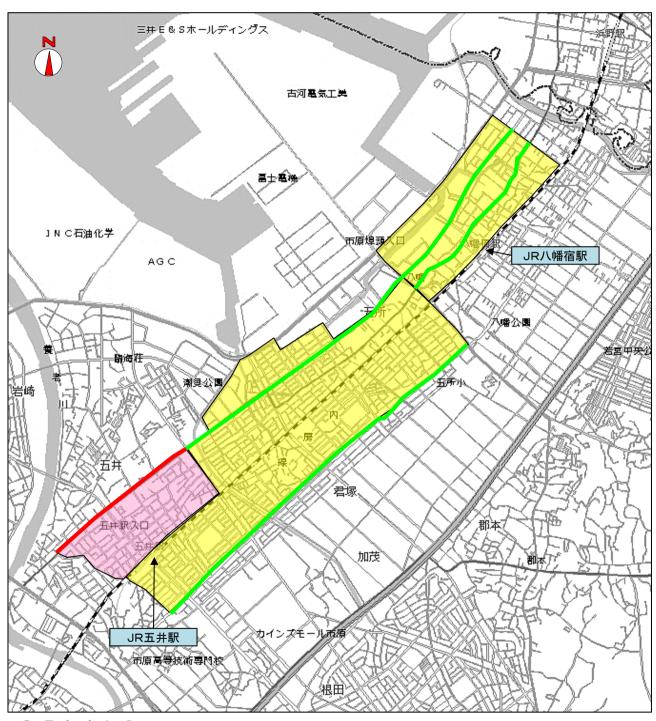
重点時間帯
9:00~0:00
重点時間帯
9:00~0:00
9:00~0:00
9:00~0:00

重点地域

◎最重点地域	
地 域	重点時間帯
JR五井駅西口ロータリー及び周辺	9:00~0:00
◎重点地域	
地域	重点時間帯
JR五井駅東ロロータリー及び周辺	9:00~0:00
JR八幡宿駅西ロロータリー及び周辺	9:00~0:00
白金通り西側周辺(五井金杉1丁目、白金町2、4、6丁目)	9:00~0:00
白金通り北側周辺から平成通り北側周辺(白金通りと平成通りの間の地域)	9:00~0:00

【千葉県市原警察署】

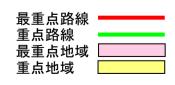
市原警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン



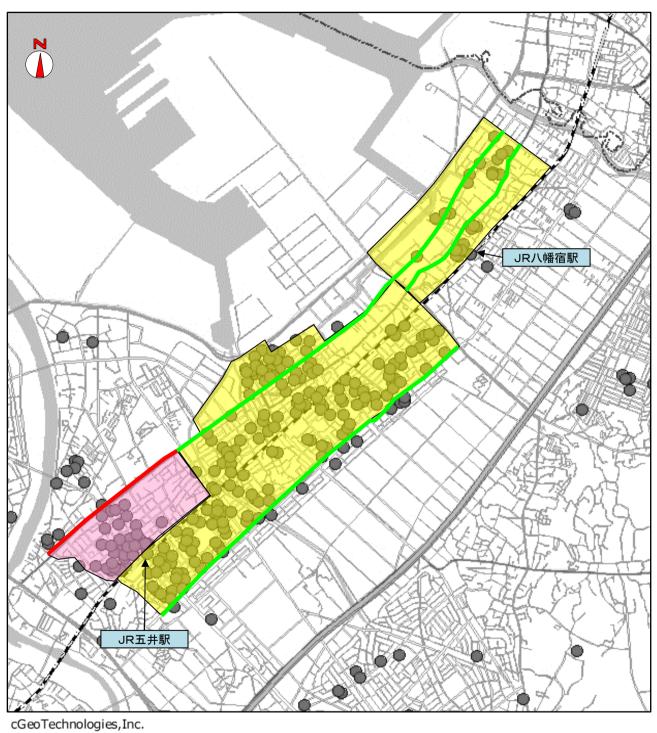
cGeoTechnologies,Inc.

c PASCO CORPORATION

凡例



駐車監視員活動ガイドラインにおける放置車両確認標章取付け状況 【市原警察署】



注意: この図に示されている「標章取付場所」は、駐車監視員及び警察官が、放置車両の確認を行った付近を表しており、違反場所そのものを表示するものではありません。また、放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)の取付け件数を表しているものでもありません。